令和9年度えりも町認定こども園・町内保育所

入　園・入　所　児　童　募　集

募　集　期　間

令和８年１１月４日（水）～令和８年１２月１８日（金）まで

募　集　内　容

年齢区分	認定こども園（1号）	認定こども園（2･3号）	岬保育所	庶野保育所
0歳児（満6カ月以上）	なし	6人	なし	なし
1・2歳児		12人	3人	3人
3歳児	年齢区分なく計15人	15人	20人	20人
4・5歳児		40人		

※入園･入所クラスの年齢は、令和9年4月1日現在の年齢です。
※岬保育所･庶野保育所は1歳6ヶ月からの保育となります。

申　込　方　法

役場町民生活課子育て支援係（窓口②）または認定こども園･保育所に入園･入所申込書等を備えています。必要事項等を記入し、すべての書類が揃ってから、役場町民生活課子育て支援係（窓口②）までご提出ください。（認定こども園･保育所では受付できませんのでご注意ください。）

保育時間（2･3号　保育所）	保育時間（2･3号　認定こども園）	教育時間（1号　認定こども園）
平　日 ▷ 8:00～16:00 土曜日 ▷ 8:00～12:00	平　日 ▷ 8:00～16:00 土曜日 ▷ 8:00～13:00	平　日 ▷ 8:30～14:00 土曜日 ▷ 休園

※認定こども園の延長時間については次のページの QR コードより、
町ホームページ「えりも町の認定こども園について」をご覧ください。

注　意　事　項

内容を確認する必要があるため、**郵送での申し込み･代理人による提出は受け付けていないため、必ず保護者の方が窓口まで申込書等を持参願います。**

2･3号の保護者の勤務先が複数の場合は、勤務先ごとに就労証明書を提出してください。

食物アレルギーのあるお子さんは、申し込み時に医療機関の診断書が必要です。これは既に入園･入所中のお子さんも必要になりますのでご注意ください。

入園･入所申込書の「認定こども園･保育所へ入園･入所させなければならない理由」は入園･入所の判定において重視しますので、詳しく記載してください。

申込書提出後、記載内容に変更があった場合は、その都度ご連絡ください。

入園･入所希望が定員を上回る場合や、募集期間を過ぎて申込みされた場合は、入園･入所できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

保育認定の種類

認定区分	年齢	保育の必要性	目的
1号	3歳以上	×	子どもの教育を希望する場合
2号		○	保護者の就労や疾病などの理由による子どもの保育が目的
3号	3歳未満	○	保護者の就労や疾病などの理由による子どもの保育が目的

保育の必要性の認定について

2･3号として認定こども園･保育所への入園･入所申し込みをする方は、「保育の必要性の認定（保育認定）」を受ける必要があります。

これは、保育･教育サービスを提供していくために保育の必要性や必要量を判定するためのものです。

① 居宅内外で労働することを常態としている
② 妊娠中または出産後である（ただし、入園･入所期間は産前6週、産後8週の期間を限度とする）
③ 病気やけが、または心身の障がいを有する
④ 同居または長期入院等の親族の介護･看護をしている
⑤ 地震、風水害、火災等の災害の復旧にあたっている
⑥ 仕事を継続的に探している（ただし、入園･入所期間は 90 日を限度とする）
⑦ 学校に在学、または職業訓練を受けている
⑧ 虐待やDVのおそれがある
⑨ 育児休業取得時に、すでに認定こども園･保育所を利用している兄姉がいて、継続利用が必要であると認められる
⑩ その他①～⑨の事由に類するものとして町が認める場合

認定こども園についての詳細は、
下のQRコードから町ホームページ上でご確認ください。

担当：町民生活課子育て支援係　TEL:01466-2-4621